

全海運 船主部会による公正取引委員会移動相談会の開催結果、概要

(当日の資料等を、次ページ以下に添付しておりますので、ご活用下さい)

当連合会 船主部会では、平成22年 1月14日に部会を開催するとともに、公正取引委員会による移動相談会を開催し、同委員会事務総局 取引部 企業取引課 担当官3名の出席を得て、下請法・優越的地位の濫用規制等の概要・取引の公正化に向けた取り組み等について、実例等を交え資料に基づき説明を受けた。

この後、質疑応答に入り、一昨年来の不況に伴う用船船舶へのオペレーターの対応、また船主の置かれている実状等について、多数の委員より発言があり、公取担当官と、その対応等について種々検討を行った。

担当官よりは、今後とも不公正取引と思われる具体的な事例等の提供方の要請があり、次いで 個別相談を行い、当日の船主部会を有意義に終了した。

尚、今後も公正取引委員会では、不公正取引の実態把握とその対応等を含め、3名以上が集まれば、各地区に担当官を派遣し、移動相談会を開催することから、同相談会の活用が望まれる。

以 上

添 付 資 料

- 知 っ て 得 す る 下 請 法 (6 ページ)
- 優 越 的 地 位 の 濫 用 規 制 等 の 概 要 (3 ページ)
- 荷主と物流事業者との取引の公正化に向けた取組について (7 ページ)

下請事業者のための下請代金支払遅延等防止法ガイドブック

知って得する 下請法

下請法を知っていれば、あなたのビジネスを改善できるかもしれません



公正取引委員会

このようなトラブルで困ったことはありませんか??

原材料価格の高騰が明らかなのに、一方的に代金を据え置かれた!



値上げの話は受けられないよ。



買いたたき

親事業者は、下請代金を決定するときに、市価に比べて著しく低い額を下請事業者と十分協議することなく一方的に決定してはいけません。買いたたきに当たるかどうかを判断する主なポイントは、①市価に比べて著しく低いかどうかという価格水準、②不当に定められていないかどうかという下請代金の額の決定方法の2つです。

下請法（下請代金支払遅延等防止法）は、下請取引を適正化し、下請事業者の利益を守るための法律です。親事業者は、以下の禁止行為を行った場合には、たとえ下請事業者の了解を得ているとしても、下請法に違反することになります。

発注を受けるときはいつも口頭!



今回は〇月〇日までに納めてね。代金は〇円だから。

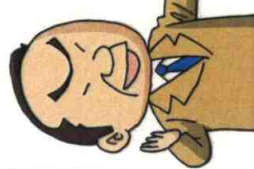


書面でもらえないからいつも後でトラブルになるんだよな...

発注書面を交付する義務

「言った、言わない」によるトラブルを防止するため、親事業者は、下請取引において発注の都度、下請代金の額、支払期日、物品等を受領する期日等の取引内容を記載した発注書面を下請事業者に対して直ちに交付することが義務付けられています。違反すると50万円以下の罰金が科されます。

発注を取り消された!



お客様の都合で、この前頼んだ仕事はキャンセルするから。だからお金も支払わないよ。

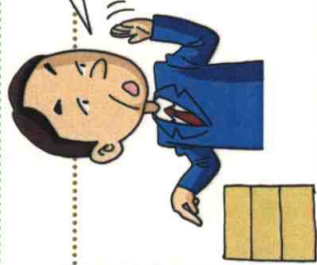


もう材料を買っちゃいましたよ~

受領拒否、不当な給付内容の変更及びやり直し

親事業者は、下請事業者に責任がないときは、発注した物品を受け取らなければなりません。また、下請事業者が責任がないのに、費用を負担せずに、当初の発注と異なる作業を行わせたり、発注を取り消すことや、やり直しをさせてはいけません。

代金を支払日に払ってもらえなかった!



社内検査が終わってないから、まだ代金は支払えないよ。

今日が支払日なのに...



下請代金の支払遅延

親事業者は、支払期日までに、下請代金を支払わなければならない。

支払期日を定める義務

親事業者は、納入された物品等を受領した日（またはサービスが提供された日）から起算して60日以内で、かつ、できるだけ短い期間内に支払期日を定める義務があります。支払期日が定められていないときは、親事業者が物品等を受領した日が支払期日となります。

遅延利息を支払う義務

親事業者は、製品や商品等を受領した日（またはサービスが提供された日）から起算して60日を経過した日から、年率14.6%の遅延利息を支払わなければならない。

(問題となる事例)

- 親事業者が、社内検査や社内の事務処理の遅延を理由に支払期日に下請代金を支払わない（下請事業者からの請求書の提出遅れによる場合も含まれます。）。
- 親事業者の支払期日が月末納品締翌々月末払いとなっている。

こんな場合も下請法上問題になります！

注文を受けた後に値引きされた！



発注した代金から5%引いといたからね。
支払書 -5%



下請代金の減額

親事業者は、下請事業者に責任がある場合を除き、発注時に定められた下請代金の額から代金を差し引いてはいけません。代金を差し引く名目、方法、金額の多少、また、下請事業者との合意の有無を問いません。

(問題となる事例)

- 親事業者が、出精値引きと称して一方的に下請代金から差し引いた。
- 親事業者が既に発注した取引まで遡って、引き下げた新単価を適用した。
- 書面による合意がないにもかかわらず、親事業者は、銀行への振込手数料を下請代金から一方的に差し引いた。
- 親事業者が、消費税相当額を支払わなかった。

長すぎるサイトの手形を渡された！



手形のサイトは130日だからね。
手形 130日



割引困難な手形の交付

下請代金の支払は原則現金払いですが、手形による支払も認められています。手形による支払の場合は、そのサイトは繊維業の取引で90日以内、その他の業種の取引で120日以内でなければなりません。

納品したものを返品された！



在庫がいっぱいになったから返品するよ。
返品されても他に使い道がありませんよ～



返品

親事業者は、物品に瑕疵があるなど下請事業者が責任がある場合を除いて、一旦受け取った物品を返品することはできません。また、親事業者が受入検査をしていない場合も、返品することはできません。

指定された商品やサービスを押し売りされた！



うちの取引先の商品を買ってよ！
この前買ったばかりでいらぬのにな～



購入・利用強制

親事業者は、正当な理由がないのに、自社の指定する物品の購入やサービスの利用を下請事業者に対して強制してはいけません。

納品する製品の代金をもらう前に材料費を支払わされた！



材料はこれを使ってね。先払いだからね。
製品の代金をもらう前に支払うんですか？



早期決済

親事業者が下請事業者に購入させた原材料等を利用して、下請事業者が物品等を製造している場合は、納品したその物品等の下請代金の支払期日より前に、原材料等の代金を決済してはいけません。

協賛金を支払わされた！



うちも決算苦しいから、〇〇円協力してくれないかな。
おたくの決算はうちと関係ないのに～



不当な経済上の利益の提供要請

親事業者は自社のために、下請事業者に対してお金やサービス、その他の経済上の利益を不当に提供させることはできません。

以下の取引は下請法の対象です

下請取引 = 取引の内容 + 資本金規模

下請法が適用される下請取引は、①事業者の資本金（出資金を含みます。）規模と、②取引の内容の両面から定められています。この両方の条件に合致した下請取引に対し、下請法が適用されます。

うちの取引は下請取引になるのかなあ。



ケース1

取引の内容

- ① 物品の製造・加工委託 *1
- ② 物品の修理委託
- ③ **プログラムの作成**に係る情報成果物の作成委託
- ④ 運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係る役務の提供委託

資本金規模

下請事業者	委託 *2	親事業者
1千万1円以上3億円以下の法人事業者	←	3億1円以上の法人事業者
1千万円以下の法人事業者・個人事業者	←	1千万1円以上の法人事業者

*1 物品には、その半製品、部品、附属品、原材料や、これらの製造に用いる金型を含みます。

*2 委託とは、物品等の規格、品質、性能等を指定して依頼することをいいます。こうした指定のない、規格品や標準品の取引は、原則として「委託」に含まれません。

ケース2

取引の内容

- ① 情報成果物（**プログラムを除く。**）の作成委託
- ② 役務（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く。）の提供委託*

資本金規模

下請事業者	委託	親事業者
1千万1円以上5千万円以下の法人事業者	←	5千万1円以上の法人事業者
1千万円以下の法人事業者・個人事業者	←	1千万1円以上の法人事業者

* 建設業を営む者が請け負う建設工事は下請法の対象外です。

下請法を更に詳しく知りたい方は <http://www.jftc.go.jp> までアクセスを！

下請法上の問題かな、と思ったら

親事業者に対して、下請法上の問題点を指摘してみましょう。
親事業者の担当者が下請法の内容を知らないだけかもしれません。

親事業者に対して指摘することが難しいときは・・・

公正取引委員会に御相談ください。その行為が下請法上、問題となるかどうかについて照会することができます。
また、公正取引委員会と協力して調査や改善指導等を行っている中小企業庁や各経済産業局でも御相談を受け付け、下請事業者の利益の保護を図るため、適正な対処を図っています。問い合わせ先は裏面を御参照ください。

違反に対する勧告・警告

- 公正取引委員会は、下請法に違反している親事業者に対して勧告・警告を行っています。**勧告した場合は、親事業者の会社名等を公表**しています。
- 公正取引委員会は、勧告や警告により、親事業者の違法行為を取りやめさせたり、下請代金の減額分を下請事業者に対して返還させています。

御相談していただいた下請事業者の方々からの声！！

- 公正取引委員会の指導の結果、親事業者から差し引かれていた下請代金が返ってきた。
- 支払制度が変更され、下請代金が早く支払われるようになった。
- これまで口頭で発注されていたが、発注書面がもらえるようになり発注内容が明確になってよかった。

調査協力へのお願い

公正取引委員会の違反事件調査には、**下請事業者の方々からの情報提供が不可欠**です。御理解と御協力をよろしくお願いします。

下請法違反の疑いのある情報についての提供のお願い

公正取引委員会では、下請法上の問題に直面している下請事業者から、下請法違反のおそれのある行為を行っている親事業者に関する情報の提供（申告）を受け付けています。お電話のほか、公正取引委員会のホームページ（電子窓口）も御利用ください。

URL ; <http://www.jftc.go.jp/sitauke/window.html>

- 公正取引委員会では、こうした情報を御提供していただいた場合、下請事業者の意思に反して直ちに親事業者の事務所等に立入検査を行うわけではありません。親事業者に対して調査を行う場合は、**情報を提供していただいた下請事業者が特定されないよう、様々な工夫**をしています。
- 公正取引委員会は、下請事業者からいただいた情報を**厳重に管理**しています。

親事業者に関する情報提供のお願い

公正取引委員会では、下請法の遵守状況についての報告を求めるとともに、下請法の普及啓発を目的に、毎年、数万社の親事業者に対して調査票を送付しています。貴社の取引先のうち、下請法上の問題があると考えられる親事業者であって公正取引委員会から調査票を送付することが適当と考えられる親事業者があれば、下記アドレスまで御連絡ください。

URL ; <http://www.jftc.go.jp/sitauke/index.html>

御相談や御質問は、全国の相談窓口まで

公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部企業取引課

〒100-8987
千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟
TEL 03(3581)3373(直)
<http://www.jftc.go.jp>
(管轄区域:茨城県,栃木県,群馬県,埼玉県,千葉県,東京都,神奈川県,新潟県,山梨県,長野県)

北海道事務所 下請課

〒060-0042
札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎
TEL 011(231)6300(代)

東北事務所 取引課

〒980-0014
仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
TEL 022(225)8420(直)

中部事務所 下請課

〒460-0001
名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
TEL 052(961)9424(直)
(管轄区域:富山県,石川県,岐阜県,静岡県,愛知県,三重県)

近畿中国四国事務所 下請課

〒540-0008
大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
TEL 06(6941)2176(直)
(管轄区域:福井県,滋賀県,京都府,大阪府,兵庫県,奈良県,和歌山県)

近畿中国四国事務所中国支所 取引課

〒730-0012
広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館
TEL 082(228)1501(代)

近畿中国四国事務所四国支所 取引課

〒760-0068
高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎
TEL 087(834)1441(代)

九州事務所 下請課

〒812-0013
福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館
TEL 092(431)6032(直)

沖縄総合事務局 総務部公正取引室

〒900-0006
那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL 098(866)0049(直)

中小企業庁 事業環境部取引課

〒100-8912
千代田区霞が関1-3-1
TEL 03(3501)1669(直)
<http://www.chusho.meti.go.jp/>

北海道経済産業局 産業部中小企業課

〒060-0808
札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎
TEL 011(709)1783(直)

東北経済産業局 産業部中小企業課

〒980-8403
仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎
TEL 022(222)2425(直)

関東経済産業局 産業部中小企業課

〒330-9715
さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館
TEL 048(600)0325(直)
(管轄区域:茨城県,栃木県,群馬県,埼玉県,千葉県,東京都,神奈川県,新潟県,山梨県,長野県,静岡県)

中部経済産業局 産業部中小企業課

〒460-8510
名古屋市中区三の丸2-5-2
TEL 052(951)2748(直)
(管轄区域:富山県,石川県,岐阜県,愛知県,三重県)

近畿経済産業局 産業部中小企業課

〒540-8535
大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館
TEL 06(6966)6023(直)
(管轄区域:福井県,滋賀県,京都府,大阪府,兵庫県,奈良県,和歌山県)

中国経済産業局 産業部中小企業課

〒730-8531
広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館
TEL 082(224)5661(直)

四国経済産業局 産業部中小企業課

〒760-8512
高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎
TEL 087(811)8529(直)

九州経済産業局 産業部中小企業課

〒812-8546
福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎
TEL 092(482)5447(直)

沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課

〒900-0006
那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL 098(866)1755(直)

このほか、最寄りの商工会議所及び商工会に設置されている相談窓口である「独占禁止法相談ネットワーク」でも、下請法に関する相談を受け付け、公正取引委員会に取り次いでいます。

また、財団法人全国中小企業取引振興協会及び都道府県協会でも、下請法に関する相談を受け付けています。

「公取委による中小事業者のための移動相談会」資料

優越的地位の濫用規制等の概要

公正取引委員会事務総局

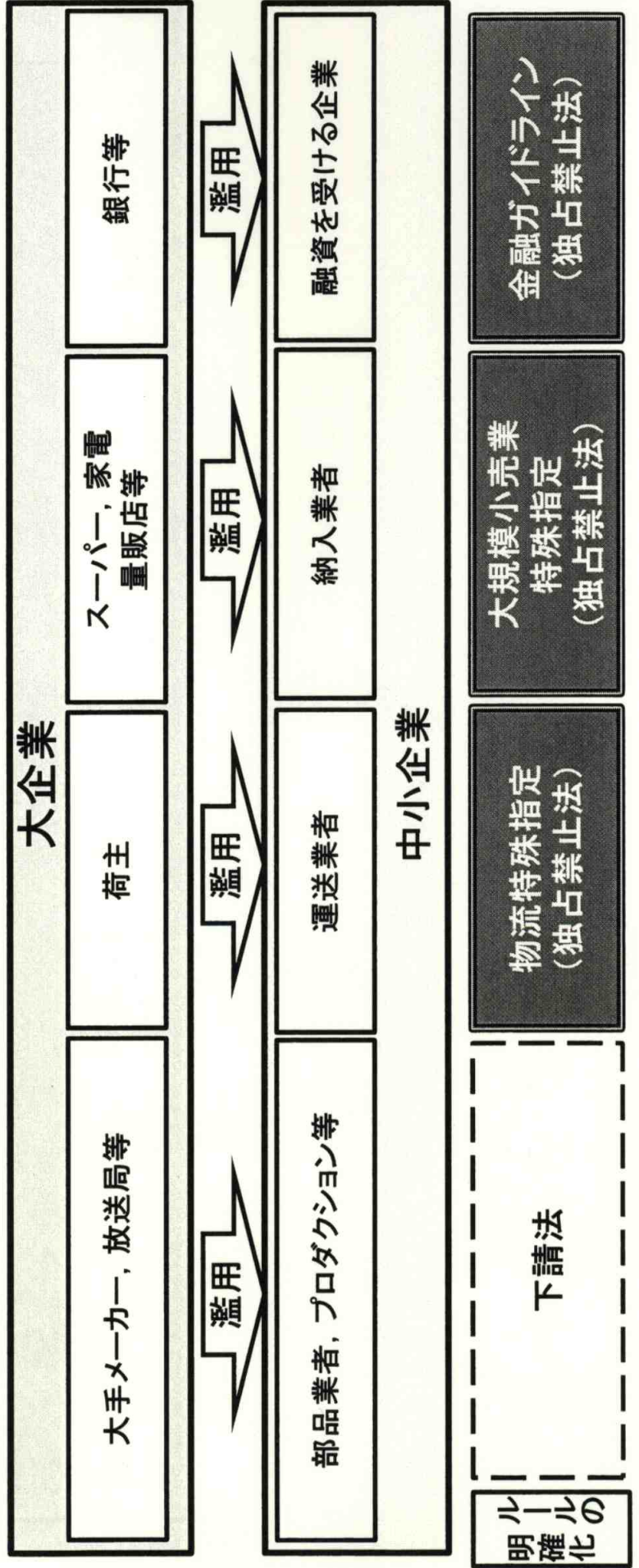
独占禁止法・下請法は、大企業と中小企業の取引上の問題に幅広く対応。

独占禁止法

独占禁止法の「優越的地位の濫用」とは、業界や取引内容と関係なく適用されます。取引上優越的地位にある事業者が、取引先に対して不当に不利益を与えることを指し、例えば、発注元の一方的な都合による押し付け販売、返品、従業員のパフォーマンスの低下、協賛金の負担要請などの不当な行為がこれに該当します。なお、独占禁止法改正により「優越的地位の濫用」は、課徴金の対象になりました。

下請法

「下請法」とは、下請代金の支払遅延や減額など、下請事業者に対する親事業者の不当な行為を規制するもので、簡易な手続により、迅速かつ効果的に下請事業者の利益を保護することを目的としています。



これまでの取組

事件処理

- ・ マツダ(株)
→製造を委託した企業に対し、単価改訂前の発注分についても単価改訂後の単価を遡及適用して下請代金を減額したとして勧告。
- ・ 事件処理等
(平成20年度)
→15件の勧告, 2,949件の警告
→返還された下請代金の減額分29億5133万円
(勧告件数及び減額分返還額は平成16年4月改正以降最多)

取締り強化 のために

- ・ 親事業者及び下請事業者に対する書面調査。
→処理事件の約95パーセントは書面調査が契機。
・ 厚労省・経産省・公取委で、「下請保護情報ネットワーク」を新設。

事件処理

- ・ ユナイト(株)
→運送委託において、「協力値引き」として運送代金を減額した疑いで警告。
- ・ リリカラ(株)
→運送委託において、自社の決算対策のため運送代金を減額した疑いで警告。

取締り強化 のために

- ・ 物流業者への書面調査を実施。

事件処理

- ・ (株)ヤマダ電機
→納入業者の従業員を自社のために不当使用したとして排除措置命令。
- ・ (株)ドン・キホーテ
→納入業者の従業員を自社のために不当使用したほか、「協賛金」として不当な利益の提供を要請したとして勧告。

取締り強化 のために

- ・ 大規模小売業実態調査の実施。

事件処理

- ・ (株)三井住友銀行
→融資先企業に対し、優越的地位を利用して自社の金融商品の購入を強制したとして勧告。

取締り強化 のために

- ・ 「金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書」を公表。
- ・ 銀行の業務の拡大等を受け、「金融ガイドライン」を改定。

荷主と物流事業者との取引の公正化に向けた取組について

平成21年4月15日
公正取引委員会

第1 荷主と物流事業者との取引の公正化に向けた取組

1 公正取引委員会は、荷主と物流事業者の取引における優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、独占禁止法第2条第9項の規定に基づき、平成16年3月に「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（平成16年公正取引委員会告示第1号。以下「物流特殊指定」という。）を定め、その普及啓発を図るとともに、遵守状況を監視してきたところである。

公正取引委員会は、原油価格が高騰する一方、これに伴う価格転嫁が困難であった状況を踏まえ、荷主による独占禁止法（物流特殊指定）違反行為等に対する監視を強化するため、平成20年2月20日、荷主と物流事業者の取引における不当行為に対する調査を専門に行う「物流調査タスクフォース」を設置するとともに、独占禁止法（物流特殊指定）違反の疑いのある情報の提供を広く求めるための特別の調査として、物流事業者28,530社に対する書面調査及び当該書面調査により得られた情報等に基づく調査を実施した。この結果、次の対応を採った。

(1) 公正取引委員会は、以下の2社に対し、それぞれ同法第19条（物流特殊指定第1項第2号に該当）の規定に違反するおそれがある行為を行っていたとして、本日、後記第2のとおり警告を行った。

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	事業の概要
1	ユナイト株式会社	東京都中央区日本橋 人形町一丁目14番 8号	代表取締役 篠原 孝	建設機械器具 賃貸業等
2	リリカラ株式会社	東京都新宿区西新宿 七丁目5番20号	代表取締役 山田 俊之	壁紙、カーテ ン等の卸売業

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

電話 03-3581-3373（直通）（第1（1（1）を除く。）関係）

公正取引委員会事務総局審査局管理企画課上席

電話 03-3581-3385（直通）（第1の1（1）及び第2関係）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

(2) 公正取引委員会は、平成20年度において、独占禁止法（物流特殊指定）違反につながるおそれがある行為を行っていた荷主25社に対し注意を喚起した（別紙参照）。

2 公正取引委員会は、今後とも、荷主による独占禁止法（物流特殊指定）違反行為を監視することとしており、独占禁止法に違反する事実が認められた場合には厳正に対処することとしている。

第2 ユナイト株式会社及びリリカラ株式会社に対する警告の概要

1 公正取引委員会は、ユナイト株式会社及びリリカラ株式会社（以下「2社」という。）に対し、独占禁止法に基づいて審査を行ってきたところ、

(1) ユナイト株式会社が、同社の東京営業所及び横浜営業所において継続的に建設機械器具の運送を委託する事業者（以下(1)において「運送事業者」という。）との取引において、平成16年4月から平成20年12月までの間、「協力値引き」等と称して、運送事業者に支払うべき運送委託に係る代金の額から一定額を差し引くことにより、運送事業者の責に帰すべき理由がないのに、あらかじめ定めた運送委託に係る代金の額を減じていた疑いのある事実

(2) リリカラ株式会社が、同社の東京流通センターにおいて継続的に壁紙、カーテン等の運送を委託する事業者（以下(2)において「運送事業者」という。）との取引において、平成19年10月から同年12月までの間又は同年11月から平成20年1月までの間、自社の決算対策のために、運送事業者に支払うべき運送委託に係る代金の額から当該代金の20パーセント相当額を差し引くことにより、運送事業者の責に帰すべき理由がないのに、あらかじめ定めた運送委託に係る代金の額を減じていた疑いのある事実

が認められた。

2 2社の前記1の行為は、それぞれ独占禁止法第19条（物流特殊指定第1項第2号に該当）の規定に違反するおそれがあることから、公正取引委員会は、2社に対し、今後、このような行為を行わないよう警告した。

独占禁止法（物流特殊指定）違反につながるおそれがあった事例（平成20年度）

(1) 支払遅延（第1項第1号）関係

荷主の業種	概要
総合工事業	A社は、物流事業者に対し、自己の経営が厳しいという理由から、運送料金の額の一部について、あらかじめ定めた支払期日を超えた日に支払っていた。

(2) 減額（第1項第2号）関係

荷主の業種	概要
輸送機械器具製造業	B社は、物流事業者に対し、物流事業者の責に帰すべき理由がないのに、協力金と称する額を、あらかじめ定めた代金の額から差し引いていた。
パルプ・紙・紙加工品製造業	C社は、物流事業者に対し、単価の引き下げ合意が成立する前に既に発注していたものにまで新単価を遡及適用し、あらかじめ定めた代金の額から差し引いていた。

(3) 買ったたき（第1項第3号）関係

荷主の業種	概要
食料品製造業	D社は、物流事業者に対し、値下げをするか、取引を停止するかの二者択一を迫り、十分な協議を行うことなく、運送委託料を定めていた。

(4) 購入・利用強制（第1項第4号）関係

荷主の業種	概要
一般飲食店	E社は、取引に影響を及ぼすこととなる者が、物流事業者に対し、自己の指定する食料品の購入を要請していた。

(5) 割引困難な手形の交付（第1項第5号）関係

荷主の業種	概要
化学工業	F社は、物流事業者に対し、手形期間が120日を超える（124日から165日）手形を交付していた。

(6) 不当な経済上の利益の提供要請（第1項第6号）関係

荷主の業種	概要
一般飲食店	G社は、自社の主催するイベントを開催するに当たり、物流事業者に対し、協賛金の提供を要請した。

(7) 不当な給付内容の変更及びやり直し（第1項第7号）関係

荷主の業種	概要
設備工事業	設備工事に使用する資材の運送を物流事業者へ委託しているH社は、物流事業者に対し、自己の都合で工事が延期したにもかかわらず、資材の再運送をさせていた。

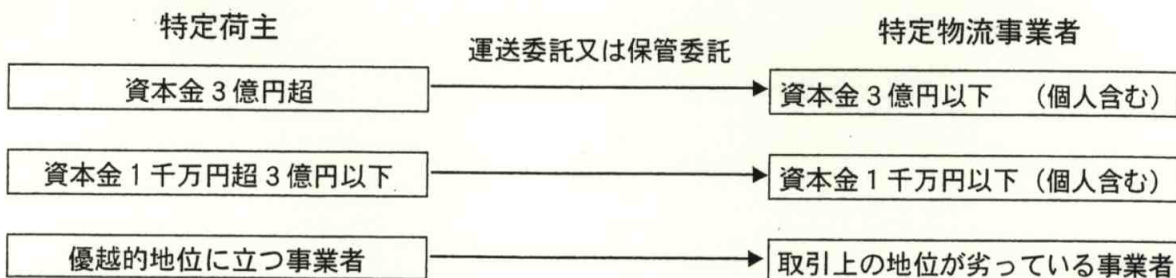
(8) 要求拒否に対する報復措置（第1項第8号）関係

荷主の業種	概要
一般機械器具製造業	I社は、物流事業者に対し、あらかじめ定めた代金の額を差し引くことを要請し、これを拒否したことを理由に取引を停止した。

(注) 別紙に記載の事例は、荷主が、物流事業者に対し、「概要」欄記載の行為を行っていた疑いがあり、独占禁止法（物流特殊指定）違反につながるおそれがあったものである。

「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正取引方法」 (物流特殊指定) の概要

1 対象となる取引



※ 物流子会社（親会社の議決権が過半数）を通じて運送委託又は保管委託する場合には、物流子会社が特定荷主とみなされる（この場合の資本金額は、親会社の資本金額で判断される。）。

2 禁止行為類型

支払遅延

⇒ 特定物流事業者には責任がないのに、あらかじめ定められた支払期日までに代金を支払わないこと（第 1 項第 1 号）

減額

⇒ 特定物流事業者には責任がないのに、あらかじめ定められた代金を減額すること（第 1 項第 2 号）

買ったとき

⇒ 同種・類似の内容の運送又は保管の一般的な対価に比べ、著しく低い代金の額を一方的に定めること（第 1 項第 3 号）

購入・利用強制

⇒ 正当な理由がないのに、指定する物品又は役務を強制して購入・利用させること（第 1 項第 4 号）

割引困難な手形の交付

⇒ 代金を手形で支払う際に、一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形を交付すること（第 1 項第 5 号）

不当な経済上の利益の提供要請

⇒ 自己のために、金銭、役務その他の経済上の利益を不当に提供させること（第 1 項第 6 号）

不当な給付内容の変更及びやり直し

⇒ 特定物流事業者には責任がないのに、費用を負担せずに、発注の取消しや内容変更、やり直させること（第 1 項第 7 号）

要求拒否に対する報復措置

⇒ 禁止行為の要求を拒否した特定物流事業者に対して、取引の量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること（第 1 項第 8 号）

情報提供に対する報復措置

⇒ 禁止行為を公正取引委員会に通報した特定物流事業者に対して、取引の量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること（第 2 項）

○ 行為類型別の警告又は注意件数

(単位：件)

行為類型	警告	注意
① 支払遅延（第1項第1号）	0	1
② 減額（第1項第2号）	2	11
③ 買ったたき（第1項第3号）	0	10
④ 購入・利用強制（第1項第4号）	0	4
⑤ 割引困難な手形の交付（第1項第5号）	0	1
⑥ 不当な経済上の利益の提供要請（第1項第6号）	0	4
⑦ 不当な給付内容の変更及びやり直し（第1項第7号）	0	2
⑧ 要求拒否に対する報復措置（第1項第8号）	0	2
⑨ 情報提供に対する報復措置（第2項）	0	0
合計	2	35

- (注) 1 「警告」欄の数字は平成21年4月15日に警告を行った件数であり、「注意」欄の数字は平成20年度に注意を行った件数である。
- 2 1件の注意において複数の行為を問題としている場合があるため、行為の類型別の合計と本文中の注意件数の数値とは一致しない。

参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和二十二年四月十四日法律第五十四号）

〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

○ 特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法（抄）

（平成十六年三月八日公正取引委員会告示第一号）

- 1 特定荷主が、特定物流事業者に対し運送委託又は保管委託をした場合に、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。
 - 一 （略）
 - 二 特定物流事業者の責に帰すべき理由がないのに、あらかじめ定めた代金の額を減じること。
 - 三から八 （略）
- 2 （略）

備考

- 1 この告示において「特定荷主」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者をいう（下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二十号）第二条第四項に規定する役務提供委託に該当する場合を除く。）。
 - 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える事業者であって、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の事業者に対し物品の運送又は保管を委託するもの
 - 二及び三 （略）
- 2 この告示において「特定物流事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者をいう。
 - 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下（資本金の額又は出資の総額が三億円を超える事業者の子会社を除く。）の事業者であって、前項第一号に規定する特定荷主から継続的に物品の運送又は保管を受託するもの
 - 二及び三 （略）
- 3 （略）
- 4 この告示において「代金」とは、事業者が他の事業者に対し物品の運送又は保管を委託した場合に受託した事業者の運送又は保管に対し支払うべき運賃又は料金をいう。
- 5 （略）